

Information 04 登米市ふるさと応援寄附金の返礼品協力事業者を募集しています

登米市にふるさと納税をした人の返礼品として、地場産品やサービスが提供でき、市内に事業所などがある企業・団体・個人事業者を募集しています。本市の魅力を伝える返礼品として商品を提供することで、全国の人の目に触れ、販路拡大につながる事が期待されます。応募を検討している人は、まずはご連絡ください。

【問い合わせ】総務部総務課(財産係) ☎0220(22)2091



休耕田を利用し放牧飼育した「田んぼ豚」(いなば)



腕利き、目利きのオーナーが厳選した登米産「仙台牛」(小竹精肉店)



自家生産の生乳から手作りの「ナチュラルチーズ」(チーズ工房狼河原)

● **下水道に早めの接続を**
 下水道に接続できる地域に住んでいる人は、接続することで、家庭内雑排水が直接側溝に流れないため、悪臭などが無くなり、河川の水質が改善します。
 また、水路などの公共用水域をきれいにし、自然環境の保全につながるため、早めの接続をお願いします。

● **下水道排出汚水量の認定制度をご利用ください**
 水道水以外(井戸水など)を使用している人、下水道に一部接続している人、醸造業・製氷業などの事業を営む人で、使用水量が下水道に流す汚水量と著しく異なる場合、排出汚水量を認定し、下水道使用料を算定します。
 建設部下水道課に備え付けの「排出汚水量申告書」を提出してください。排出汚水量申告書は、市公式ホームページからもダウンロードできます。

※すでに提出し、認定を受けている人も、年度ごとに提出が必要ですが、
【認定制度の該当例】▼自家水(井戸水など)を使用している
 ▼水道水を次のとおり使用している
 ①牛や豚などの畜舎
 ②年間を通して出荷する野菜や花卉を栽培のビニールハウスなど
 ③大量の水を使った製造業など
 ④一時的な育苗(原則として1カ月)
【申請・問い合わせ】建設部下水道課(事業管理係)
 ☎0220(34)2359

Information 06

下水道の接続で快適な生活を

● **下水道に早めの接続を**
 下水道に接続できる地域に住んでいる人は、接続することで、家庭内雑排水が直接側溝に流れないため、悪臭などが無くなり、河川の水質が改善します。
 また、水路などの公共用水域をきれいにし、自然環境の保全につながるため、早めの接続をお願いします。

● **下水道排出汚水量の認定制度をご利用ください**
 水道水以外(井戸水など)を使用している人、下水道に一部接続している人、醸造業・製氷業などの事業を営む人で、使用水量が下水道に流す汚水量と著しく異なる場合、排出汚水量を認定し、下水道使用料を算定します。
 建設部下水道課に備え付けの「排出汚水量申告書」を提出してください。排出汚水量申告書は、市公式ホームページからもダウンロードできます。

※すでに提出し、認定を受けている人も、年度ごとに提出が必要ですが、
【認定制度の該当例】▼自家水(井戸水など)を使用している
 ▼水道水を次のとおり使用している
 ①牛や豚などの畜舎
 ②年間を通して出荷する野菜や花卉を栽培のビニールハウスなど
 ③大量の水を使った製造業など
 ④一時的な育苗(原則として1カ月)
【申請・問い合わせ】建設部下水道課(事業管理係)
 ☎0220(34)2359

Information 05

補助金を上手に活用 事業支援セミナーを開催

● **下水道に早めの接続を**
 下水道に接続できる地域に住んでいる人は、接続することで、家庭内雑排水が直接側溝に流れないため、悪臭などが無くなり、河川の水質が改善します。
 また、水路などの公共用水域をきれいにし、自然環境の保全につながるため、早めの接続をお願いします。

● **下水道に早めの接続を**
 下水道に接続できる地域に住んでいる人は、接続することで、家庭内雑排水が直接側溝に流れないため、悪臭などが無くなり、河川の水質が改善します。
 また、水路などの公共用水域をきれいにし、自然環境の保全につながるため、早めの接続をお願いします。

● **下水道排出汚水量の認定制度をご利用ください**
 水道水以外(井戸水など)を使用している人、下水道に一部接続している人、醸造業・製氷業などの事業を営む人で、使用水量が下水道に流す汚水量と著しく異なる場合、排出汚水量を認定し、下水道使用料を算定します。
 建設部下水道課に備え付けの「排出汚水量申告書」を提出してください。排出汚水量申告書は、市公式ホームページからもダウンロードできます。

※すでに提出し、認定を受けている人も、年度ごとに提出が必要ですが、
【認定制度の該当例】▼自家水(井戸水など)を使用している
 ▼水道水を次のとおり使用している
 ①牛や豚などの畜舎
 ②年間を通して出荷する野菜や花卉を栽培のビニールハウスなど
 ③大量の水を使った製造業など
 ④一時的な育苗(原則として1カ月)
【申請・問い合わせ】建設部下水道課(事業管理係)
 ☎0220(34)2359

Information 01

レンタカーを利用して観光を支援 キヤッシュバック事業協力店を募集

市は、レンタカーを利用して、市内協力店で宿泊や食事をした観光客などに、金額に応じたキヤッシュバック事業を実施しています。平成31年度の事業実施に伴い、市内宿泊施設や飲食店などの協力店を募集します。

● **登録受付期間**2月20日(水)～3月5日(火)
 ● **登録方法**市公式ホームページに掲載、または産業経済部商業観光課に備え付けの「事業協力店登録届出書」に必要事項を記入の上、ファクシミリ、メール、郵送(3月5日(火)必着)、持参のいずれかの方法で提出ください。
 ※現在登録している協力店は届け出の必要はありません
【申し込み・問い合わせ】産業経済部商業観光課(観光物産係)
 ☎0220(34)2734
 ☎0220(34)2802
 ✉syogyokanko@city.tome.miyagi.jp

● **下水道に早めの接続を**
 下水道に接続できる地域に住んでいる人は、接続することで、家庭内雑排水が直接側溝に流れないため、悪臭などが無くなり、河川の水質が改善します。
 また、水路などの公共用水域をきれいにし、自然環境の保全につながるため、早めの接続をお願いします。

● **下水道排出汚水量の認定制度をご利用ください**
 水道水以外(井戸水など)を使用している人、下水道に一部接続している人、醸造業・製氷業などの事業を営む人で、使用水量が下水道に流す汚水量と著しく異なる場合、排出汚水量を認定し、下水道使用料を算定します。
 建設部下水道課に備え付けの「排出汚水量申告書」を提出してください。排出汚水量申告書は、市公式ホームページからもダウンロードできます。

※すでに提出し、認定を受けている人も、年度ごとに提出が必要ですが、
【認定制度の該当例】▼自家水(井戸水など)を使用している
 ▼水道水を次のとおり使用している
 ①牛や豚などの畜舎
 ②年間を通して出荷する野菜や花卉を栽培のビニールハウスなど
 ③大量の水を使った製造業など
 ④一時的な育苗(原則として1カ月)
【申請・問い合わせ】建設部下水道課(事業管理係)
 ☎0220(34)2359

Information 02

宿泊しながら農作業を体験 ファームステイ受入会員を募集



市グリーン・ツーリズム推進協議会は、平成31年度に予定している宿泊農業体験(ファームステイ)の受入会員を募集します。ファームステイでは、子どもたちを自宅に宿泊させ、農作業や家事の手伝いなど、農家の暮らしを体験してもらいます。特別なことをする必要はなく、普段の仕事子どもたちと一緒に作業します。受入会

● **下水道に早めの接続を**
 下水道に接続できる地域に住んでいる人は、接続することで、家庭内雑排水が直接側溝に流れないため、悪臭などが無くなり、河川の水質が改善します。
 また、水路などの公共用水域をきれいにし、自然環境の保全につながるため、早めの接続をお願いします。

● **下水道排出汚水量の認定制度をご利用ください**
 水道水以外(井戸水など)を使用している人、下水道に一部接続している人、醸造業・製氷業などの事業を営む人で、使用水量が下水道に流す汚水量と著しく異なる場合、排出汚水量を認定し、下水道使用料を算定します。
 建設部下水道課に備え付けの「排出汚水量申告書」を提出してください。排出汚水量申告書は、市公式ホームページからもダウンロードできます。

※すでに提出し、認定を受けている人も、年度ごとに提出が必要ですが、
【認定制度の該当例】▼自家水(井戸水など)を使用している
 ▼水道水を次のとおり使用している
 ①牛や豚などの畜舎
 ②年間を通して出荷する野菜や花卉を栽培のビニールハウスなど
 ③大量の水を使った製造業など
 ④一時的な育苗(原則として1カ月)
【申請・問い合わせ】建設部下水道課(事業管理係)
 ☎0220(34)2359

Information 03

忘れてない? サイフにスマホに火の確認



平成31年春季全国火災予防運動が、3月1日から7日まで実施されます。市消防本部では、次の3項目を重点目標に、火災予防運動を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。
 ①住宅防火対策の推進
 ②林野火災・その他火災(枯草火災など)予防対策の推進
 ③車両火災に対する防火安全対策の徹底
【平成30年度全国統一防火標語】
 「忘れてない? サイフにスマホに火の確認」
 ● **住宅防火・命を守る七つのポイント**
【三つの習慣】
 ①寝たばこは絶対やめる
 ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
 ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
【四つの対策】
 ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
 ②寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する

● **火を小さいうちに消すため、住宅用消火器を設置する**
 ● **お年寄りや体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制を作る**
 ● **住警器が古くなってきたら**
 新築住宅への住宅用火災警報器設置が義務化されてから、10年以上が経過したものは、電子部品などの劣化が考えられるため、本体の交換をお勧めします。
 ● **住警器は燃やせないごみへ**
 廃棄の際は、住宅用火災警報器から電池を取り外してください。電池は、販売店の回収箱へ、本体は燃やせないごみとして処理してください。
【問い合わせ】消防本部予防課(予防建築係)
 ☎0220(22)1900